

## 北見地区消防組合

### 危険物製造所等の休止又は再開の届出に係る運用指針

#### (目的)

第1条 本指針は、北見地区消防組合危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第6条により規定されている製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の使用の休止又は再開の届出に係る基準、規則第6条の3に規定されている地下タンク貯蔵所等の休止に伴う基準適合の延長に係る基準及び規則第6条の4に規定されている地下貯蔵タンク等の休止に伴う点検期間の延長に係る基準について、火災予防上必要な措置及び基準の細目について定め、安全に製造所等を休止又は再開することを目的とする。

#### (届出等の受付及び受理)

第2条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、製造所等を休止又は再開しようとするときは、規則第6条に定めるところにより、北見地区消防組合管理者に届け出るものとし、北見地区消防組合管理者は行政手続法第37条に基づき書面審査をしたうえで届出を受理する。

#### (適切な休止措置)

第3条 使用を休止する製造所等は、次の各号に掲げる措置を講ずること。

- (1) 貯蔵又は取り扱う危険物及び可燃性蒸気は完全に除去すること。
- (2) 液体の危険物を貯蔵し取扱うタンク（以下「液体危険物タンク」という。）を有する製造所等の使用を休止する場合については、次に掲げる措置を講ずること。
  - イ 液体危険物タンクは貯蔵する危険物の抜き取り後、洗浄等による可燃性蒸気の除去又は内部に窒素ガスを封入する措置を講ずること。
  - ロ 液体危険物タンクの危険物の注入口については密閉し施錠する等の措置を講ずること。

#### (休止中の製造所等)

第4条 休止中の製造所等については、次の各号に掲げる規定を順守すること。

- (1) 危険物の貯蔵又は取扱いを行わないこと。
- (2) 施設の管理責任者を明確にすること。
- (3) 出入口の施錠等防火管理を十分に行うこと。
- (4) 定期点検については、法令に基づき適正に行うこと。

(再開の届出)

第5条 休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、製造所等の所有者等は再開をしようとする製造所等の位置、構造、設備が適正に維持されていることを確認し、第2条に定めるところにより届け出ること。また、消防法第14条の3の2の規定により定期に点検を行うことが定められている製造所等については、届出書に点検記録を添付しなければならない。

(地下貯蔵タンク等の休止に伴う基準適合延長の認定に係る書類)

第6条 規則第6条の3第2項に規定されている「参考となるべき事項を記載した書類」とは次のとおりとする。

- (1) 製造所等の休止届出書の副本。
- (2) 地下貯蔵タンクに貯蔵されている危険物が完全に除去され、誤って危険物が流入するおそれがないよう措置が講じられている事実を確認することができる記録写真等。

(地下貯蔵タンク等の休止に伴う点検期間の延長の認定に係る書類)

第7条 規則第6条の4第1項の申請については、点検期間延長申請書(規則様式第7の3の1)に添付資料として次の各号に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 製造所等の休止届出書の副本
- (2) 地下貯蔵タンクに貯蔵されている危険物が完全に除去され、誤って危険物が流入するおそれがないよう措置が講じられている事実を確認することができる記録写真等。
- (3) 消防法第14条の3の2で定める点検記録(直近のものとする。)
- (4) 危険物の規制に関する規則第62条の5の2で定める地下貯蔵タンクの漏れの点検の実施記録(直近のものとする。)(完成検査済証の交付を受けてから、危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項の各号に定める期間を超えていない地下貯蔵タンクを除く。)

附則

(運用期日)

第1条 この指導指針は、令和3年2月16日から運用する。